

サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

一関市長 殿

申 請 者 (納 税 義 務 者)	住 所												
	氏 名	印											
	個人番号 又は法人番号												
	電話番号	— —											

地方税法附則第15条の8第4項に規定する固定資産税の減額を受けたいので、一関市税条例第66条の2第4項の規定に基づき申告します。

所在地	一関市		
所有者		家屋番号	
種類 (用途)	専用住宅 その他 ()	戸数	戸
床面積	うち住宅部分 m ² m ²	構造	木造・非木造
建築年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
新築された日以後最初に到来する1月1日が属する年の1月31日までに申告書を提出できなかった理由			

添付書類

- ・ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項（サービス付き高齢者向け住宅）の登録を受けた旨を証する書類
- ・ 地方税法施行令附則第12条第21項第2号に規定する、国または地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類（補助金交付決定通知書の写し）
- ・ 耐火構造又は準耐火構造である旨を証する書類（確認申請第4面）
- ・ 家屋平面図

《税務課処理欄》

宛名番号	世帯番号	適用開始年度	適用面積	入力処理日	処理者	確認者

「サービス付き高齢者向け住宅」に係る固定資産税の減額のご案内

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する「サービス付き高齢者向け住宅」を新築し、当該住宅が一定の要件を満たす場合は、固定資産税の減額措置を受けることができます。

1 対象となる家屋

次の要件をすべて満たす住宅が対象です。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅として登録されている貸家住宅
- (2) 国または地方公共団体から建築費補助を受けている
- (3) 平成23年10月20日から令和3年3月31日までの間に新築されたもの
- (4) 一戸当たりの居住部分が30㎡以上210㎡以下（共用部分を含む）
- (5) 家屋1棟の戸数が10戸以上
- (6) 主要構造部が耐火構造または準耐火構造の建築物

2 減額される額

- (1) 税額の3分の2を減額
- (2) 1戸当たり120㎡まで
※事務所等の利用者が立ち入らない部分は減額の対象となりません
※この減額措置は、他の減額措置と重複して適用されません。

3 減額される期間

新築後5年度分

4 提出書類

- (1) サービス付き高齢者向け住宅に係る固定資産税減額申告書
- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項（サービス付き高齢者向け住宅）の登録を受けた旨を証する書類
- (3) 地方税法施行令附則第12条第21項第2号に規定する、国または地方公共団体の補助を受けている旨を証する書類（補助金交付決定通知書の写し）
- (4) 耐火構造又は準耐火構造である旨を証する書類（確認申請第4面）
- (5) 家屋平面図

5 申告方法

要件に当てはまる方は、新築された日以後最初に到来する1月1日が属する年の1月31日までに、申告書および添付書類を添えて、一関市役所本庁税務課資産税第2係、もしくは各支所市民課税務係まで申告してください。

6 お問い合わせ先

一関市役所 税務課 家屋・償却資産課税係
電話 0191-21-2111 内線 8251～8253